

【在宅医療・介護連携推進事業】
都島区在宅医療・介護連携推進協議会

【目的】

都島区における在宅医療と介護の連携を推進するため、地域の課題を抽出し、その対応策を検討すること等を目的として、都島区在宅医療・介護連携推進協議会(以下、「推進協議会」という。)を開催。

【業務】

推進協議会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1)都島区域における在宅医療・介護連携推進に関する課題の抽出や対応策に関すること
- (2)高齢者等在宅医療・介護連携相談支援事業に関すること
- (3)医療・介護機関における在宅医療・介護連携推進事業の円滑な実施の支援に関すること
- (4)その他在宅医療・介護連携に関すること

【組織及び作業部会】

在宅医療及び介護の関係団体又は組織に所属する者によって構成する。必要に応じて適切な助言者等の参加を求めることができる。

《構成機関》

都島区医師会、都島区歯科医師会、都島区薬剤師会、都島区訪看ネット、都島区地域包括支援センター、都島区北部地域包括支援センター、都島区居宅介護支援事業者連絡会、都島区ヘルパー連絡会、都島区在宅医療・介護連携相談支援室

- ・区内病院にオブザーバー参加いただいている。
- ・事業の詳細や具体案の検討などのため、必要に応じて作業部会を置くことができる。
- ・運営は都島区保健福祉センター保健福祉課(健康推進)で行っている。